

「デイ連絡会」新型コロナウイルスに関するアンケートまとめ

2020.4.23

1. 事業所での具体的な対策を教えてください（職員、利用者、家族、業者等）。

【職員】

- ・3月より、スタッフの健康管理シートの記入が始まりました（業務前と業務後：体温、咳、鼻水等）。
- ・職員の体温チェック等（自己チェックシート）の実施。手指消毒の実施。
- ・全スタッフ、手洗い、うがい、手指消毒を徹底しています。
- ・業務開始前の体調チェック（37.5℃以上で帰宅）、マスク 100%着用。手指アルコール消毒。公休日については自宅待機（外出×）。
- ・入社前と入社後の検温を義務化しており、職員専用の検温表にて記録を残すようにしています。
- ・出勤前に自宅での検温を義務とし、37.0℃以上なら出勤不可としている。また、熱発した際には解熱後 24 時間が経過していない場合、及び呼吸器症状などの自覚症状がある場合なども出勤を自粛し自宅待機と規定している。
- ・出勤前の検温、自己申告。
- ・出勤時、外出からの戻りの際などの手洗い、うがい、手指消毒の徹底。
- ・入社後すぐに検温と体調の申告。37.5℃以上の場合や体調不良の場合は、退社してもらう。
- ・厚労省、自治体が示す感染症対策を継続するものです。
- ・出勤前と出勤直後に検温、37.0℃以上であれば出勤しない。
- ・始業前に検温し、37.5℃以上ある場合勤務できない。
- ・事業所の出入り口に手指消毒液を設置している。
- ・各自出勤前に検温し、熱が 37.0℃以上の場合には、再度 10 分（実測）測り、変わらず 37.0℃以上ある場合には出勤せず、上司に連絡の上、指示を仰ぐ。ただし、平熱 37.0℃以上ある職員は、咳、くしゃみ、倦怠感など体調に変化がなければ勤務可能としている。
- ・出勤後に各事業所内にある体温計にて再度検温し、記録用紙に記入。熱が 37.0℃以上の場合には、再度 10 分（実測）測り、変わらず 37.0℃以上ある場合には、退勤する（平熱 37.0℃以上の者は除く）。
- ・自宅待機中、37.5℃以上の場合、解熱剤を服用し、解熱後再服用せず 24 時間発熱しない場合は出勤可能としている。
- ・全職員勤務中は、マスクを着用して媒介者にならないようにしている。
- ・手洗い、手指消毒。
- ・出勤前に自宅で検温、施設到着後検温。手洗い、うがい、マスクは徹底する。
- ・業務中はマスク着用、手洗い、うがい、消毒の徹底。
- ・検温と観察。手指消毒。

- ・検温、マスク着用、手指消毒の徹底。
- ・検温によるチェック。手洗い、うがい、アルコール消毒。マスクの着用。出入り時アルコール消毒（送迎時含む）
- ・出勤前に体温測定し、発熱や諸症状の有無を確認している。手洗い、手指消毒、マスク着用。
- ・自宅で検温を測っていただく。37.5℃以上の場合は、自宅で様子を見ていく。
- ・起床時の体温測定し、37.3℃以上の場合、医療機関受診してもらい、状況を事務所に報告。
⇒出勤の可否判断。入社時、体温再測定し、日々記録しています。
- ・熱がなくても、咳症状、体がだるいなどの場合は、状況によりお休みして頂いています。
- ・普段から手洗い、うがい、消毒を行っていただく。
- ・マスク着用、手洗い、入室時の手指アルコール消毒。
- ・職員にマスクの配布。
- ・不要不急の外出や集団での集まりの自粛、海外渡航など感染の可能性が高い人との接触は避ける。
- ・全職員、休日の時も不要不急の外出の禁止要請を行っている。（尚、全職員のご家族様にも感染防止の協力を要請しております。）
- ・室内（最低1日3回）、その都度送迎車のハイター溶液消毒、1日中換気扇2〜3台を回しっぱなし、食器のハイター消毒。
- ・送迎前、送迎車、施設内を徹底的にアルコール消毒。
- ・法人及び医師会等からの通知を伝達し、注意喚起している。
- ・入り口扉前回にて換気。
- ・定期的に換気を実施している。
- ・常に換気（フロアの窓を空けている）、トイレの消毒（定時に塩素系漂白剤にて）。
- ・利用者同士の距離が近くならないように座席位置を2m離す。
- ・物品消毒の徹底、送迎車の換気、消毒。座席位置配慮。
- ・次亜塩での拭き掃除、1日2〜3回。
- ・毎日こまめに換気を行っています。
- ・利用者様が帰られた後、念入りにアルコール消毒を行っています。
- ・玄関マットに消毒液を浸み込ませてあり、靴底に付いているかも知れない菌を落としてから、中へ入っていただいている。
- ・職員が事業所へ出勤した時から、窓を空け換気を常にしている。
- ・換気など状況見て適度に実施。
- ・9時から2時間おきに10分程度の換気。
- ・超音波噴霧器を24時間常時つけた状態にしている（次亜塩素系の液）。
- ・更衣室、食堂は全員が使用せず、個別に部屋を作り別になっている。利用した後、椅子、テーブル、手すり等消毒。

- ・水分と換気は常に行う。
- ・マスクの作り方の講習。
- ・デイサービス終了後、送迎車、ドアノブ、椅子、テーブル、手すり等の使用物の消毒を徹底的に行っている。
- ・フロア内アルコール消毒（手すり、テーブル、椅子）を業務終了後実施。
- ・送迎車両のアルコール消毒実施。
- ・送迎車内の消毒を朝夕に実施している。定期的にマイク等の消毒を実施している。
- ・営業中、室内の換気、運動器具等の消毒。
- ・施設内、施設内道具、車両等の使用後の清掃、消毒（次亜塩素酸ナトリウム液、アルコール）
- ・厚生労働省発表と同内容の対応をしています。
- ・休業時訪問サービス提供。臨時対応として訪問サービス。
- ・休止者へ動画配信と自主練習用紙の配布。
- ・毎月行われている利用者家族交流会は、3月、4月の定例交流会は、中止させていただきました。3月の定例社内ミーティングは中止。4月については、検討中ですが、書類上ミーティングにするか迷っています、当法人では、たくさんのボランティアさんたちにも協力を得ています。注意喚起は行っていますが、自主参加しているところです。スタッフにもマスク装着を推奨していますが、利用者の皆様の混乱や疑問もあるので難しいところです。

【利用者】

- ・送迎車乗車前の検温（37.5℃で利用不可）、マスク着用の促し、アルコール消毒、うがいの徹底。
- ・自宅にて（送迎車に乗る前）体温を測定してもらい、発熱時は利用を断る。
- ・事業所に到着後再度、体温を測定し、記録している。
- ・利用者が自宅で37.0℃以上の熱がある場合には、解熱剤を服用し、解熱後再服用せず24時間発熱しない場合は利用可能としている。
- ・利用前自宅で体温測定し、連絡帳に記入していただいている。
- ・利用当日の朝に自宅での体温測定を依頼し、原則として37.0℃以上なら利用自粛を要請している。また、利用日以外での熱発に関して、解熱後24時間が経過していない場合、及び呼吸器症状などの自覚症状がある場合なども利用自粛を要請している。
- ・手指アルコール消毒（アルコール禁の方は石鹸での流水手洗いの実施）を、施設到着時、昼食前、おやつ前に実施している。
- ・利用中に熱発された際は、原則として、その時点でキーパーソンとなる家族等へ連絡の後サービスを中止する。
- ・検温と観察。
- ・検温、手指消毒の徹底。

- ・利用前に送迎の段階で検温を行い管理をしています。ご自宅で検温できる方は測って頂き、無理な方は、送迎員が検温しています。
- ・利用日の朝に自宅で検温、事業所到着後に検温。37.0℃以上の場合利用不可。熱発後解熱剤を再服用せず、24時間熱発なければ利用可。
- ・手洗い、うがい、消毒の徹底。
- ・利用者様の送迎時、体温確認をできる範囲で実施しています。
- ・手指消毒の実施。
- ・来所時の手洗い、うがいの徹底。
- ・検温し37.5℃以上あれば帰宅して頂く。
- ・送迎時、家人様などより、体調を伺い、了承のうえ体温測定し、37.3℃以上の場合、受診を促し、デイサービス中止の旨を説明する。(37℃以上の場合、送迎職員が事務所へ一報してもらい、施設到着後、定期的にバイタルチェックし、状態観察する。)
- ・利用時、排泄や食事摂取前後、手洗い、手指消毒、うがいの励行及び終日極力マスクの着用をお願いしております。
- ・デイ利用時に発熱した場合には、ご家族様、担当ケアマネに連絡し、受診を促す。(緊急時は救急要請)
- ・お迎えに伺うまでにできるだけ検温していただくようお願いしています。37.5℃以上の方は、ご利用中止していただく。
- ・入室時の手指アルコール消毒。
- ・利用日は自宅で検温、その後送迎する。到着時も検温。
- ・自宅にて検温していただき、送迎車前に確認し、37.5℃以上の方は、利用して頂く事はできない。手洗い、手指消毒。
- ・検温が難しい方は、社内での検温実施をしていますが、家族介護が成り立つ場合は、自主的に自粛されている利用者もおられます。
- ・テーブルを離し、極力向かい合わないよう座ってもらう。
- ・利用者間の距離をとる。
- ・現在の知見の下で、コロナウイルスに関する適切な知識を基に適切に対処を進めるものですが、完全な予防、完全な安全を確約できないため、自衛策として、自主的なお休みを選択肢としてご考慮いただいております。(自主的なお休みをお勧めするものではないのですが) 冷静な対応をお願いしております。

【家族】

- ・緊急でなければ、面会を自粛して頂き、入館の際は、面談記録表に記入して頂いていません。
- ・感染症対策への案内、周知。検温や体調管理等の協力。
- ・ご家族様、ケアマネジャー様、業者は基本的にすべてお断りしています。しかし、強く

ご要望された方には、来所時に検温測定していただいています。

- ・施設見学や面会等でやむを得なく事業所内に入る際は、職員と同様に検温（体温、氏名、来所日時を記入）、手指消毒後、マスク着用で入ってもらう。

【業者】

- ・荷物の受け渡しについては、玄関のみにさせてもらっています。
- ・ボランティアさんの受け入れ見合わせ。
- ・検温、手指消毒の徹底。
- ・出入りは事業所玄関まで。玄関に消毒液設置。
- ・マスクの着用、玄関先の消毒液による手指消毒して頂き、玄関にて対応させて頂いております。
- ・立ち入り禁止。やむなく立ち入る場合は、マスクの着用と検温の実施。
- ・出入業者は限定し、入り口での対応。
- ・利用者以外の来店者には、日時、氏名、連絡先の記入。
- ・利用者との接点を避ける。荷物の受け取り等は事業所玄関で済ませている。
- ・設備の修理業者等でやむを得なく事業所内に入る際は、職員と同様に検温（体温、会社名、氏名、来所日時を記入）、手指消毒後、マスク着用で作業をしてもらう。
- ・玄関口にての受け取りとしています。
- ・業者や居宅介護支援事業所の介護支援専門員等については、施設内部（玄関部分を除く）への入室が必要な場合に、玄関での検温、並びに手指のアルコール消毒後の入室を実施している。

2. 対応で困っていることがあれば教えてください。

- ・マスク着用を促すも、マスク備蓄がないため徹底できない。
- ・消毒液やマスクの在庫の確保。
- ・とにかく感染者を出さないように対応していくことです。
- ・マスク不足、サービス内容の変更。
- ・マスクとアルコールの在庫。
- ・マスクや消毒剤の不足により、感染対策に対する脆弱性がある。
- ・マスクや消毒剤、手袋などの備品の調達が不可。
- ・現在は、アルコールやマスクなどの備品はなんとかありますが、今後手に入るのかどうか心配です。
- ・利用者様がマスクが無いと言われ、つけずに来られる方が多く、体温計も自宅にない方がいる。
- ・マスクや手袋、消毒液などが不足しております。
- ・衛生材料の不足。

- ・布マスクも厚労省から 30 枚程度送られてきましたが、間に合わないのが現状です。アルコールも現在の所ありますが、マスクの枚数に不安があります。
- ・このような状況の中で行事が組めないこと。予定が立たないことが悩みですし、厚労省や松原市の対応が読めないことです。
- ・デイの環境的に、密集や密接は回避困難。集団での昼食もやむを得ない。
- ・利用者様は、送迎時にマスクはされていても、デイでは外されてしまいます。スタッフも、利用者様とのやりとり、コミュニケーションでマスクをずらさざるを得ない状況も多々あります。
- ・デイを自粛休業するには、ご本人の状況、ご家族やケアマネ様、他のサービス機関との調整が必要です。経営上の問題も生じます。悩みながらの日々です。
- ・新規利用者様の受け入れや既存利用者様が病院から退院され、デイサービスの利用再開について、判断が難しく思います。
- ・利用者様の体調不良にて対応（体温 37℃以上）でどう判断していくか。
- ・ボランティア団体など外部者の方々の来所自粛。
- ・利用者ご家族様より、コロナウイルスに感染した場合の補償と金額はいくらかと具体的に施設来所でお話がありました。施設の感染予防対応を説明、案内にてご理解いただいております。現在は自主的なお休みを選択されておられます。特殊なケースかと思えます。コロナ感染があったわけでもなく、仮定の段階で金銭的な具体的な話と提示要求（宣言を要求するもの）があったことが残念でなりません。
- ・コロナウイルスの対応に伴う業務に費やす時間が多いです。
- ・マスクを常時着用しているため、利用者とのコミュニケーションがとりにくくなっています（耳が聞こえにくい高齢者には、口元が見えないことで、よりコミュニケーションが難しくなる）。
- ・発熱の原因がコロナウイルスではないと思われる場合でも、1人暮らしや家族が仕事に出ており、1人で家にいることが困難な方々にもコロナウイルス感染予防対策と同様の対応をとらないといけないこと。
- ・一般的な感冒症状が出現している場合でも、新型コロナ感染の疑いも否定できず、利用自粛をお願いしなくてはならない事案も発生している。

3. 事業所として何か影響は出ていますか。

- ・感染予防でお休みされている方が多い。
- ・緊急事態宣言が出てから、デイの利用を控える方が数件出てきました。5/6 までと言う方が多いです。
- ・利用者が予防のため休まれています。
- ・利用者の減少。
- ・利用者の一時利用中止。

- ・利用者の休止による収入の減少。
- ・新規等問い合わせの減少。
- ・お客様も休みが増えております。
- ・コロナウイルス感染予防のため、長期で利用を休止している方がいます。
- ・利用自粛の判断をしていかななくてははいけない。
- ・住宅型高齢者施設や同居の家族様などの判断で、当分の間利用を自粛される方が増加しており、稼働率も減少し売り上げに影響が生じてきている。
- ・ケアマネジャーが体験利用をしてもらいたい方はいるが、コロナウイルスの状況が落ち着くまでは、(ケアマネジャーの判断で) 待ってもらっているというケースがあります。
- ・ボランティアの受け入れを休止しているため、クラブ活動や音楽レク等が実施できていない状態です。
- ・予防策として休まれる利用者が増え、稼働率の低下。
- ・デイサービス利用者のお休みによる減収。
- ・稼働率の低下。
- ・利用者様のお休みの頻度が上がり、長期化しております。
- ・施設利用者様の外出自粛にて利用者様の激減。この状況が続けば、非常勤職員が人員削減され生活に支障しかねない。
- ・感染を心配された利用者様がサービスの利用ストップされているため、その方たちの健康状態も気になるところです。
- ・連日のコロナ感染者増加のニュース報道により、恐怖心から終息するまで、お休みされるご利用者様が増加してきております。
- ・コロナが世間で騒がれているを理由に、お休みされる方が多い。
- ・感染が拡大してからは、念のために休まれている方が増えています。
- ・入居施設をご利用の利用者様 1 名が、松原市で感染者が 1 名報告された時点から、施設の方針で長期欠席をされています。
- ・今の所、控えている方は 1 名のみ。休みにしないで欲しいとの声が多い。
- ・もし高齢者施設の通所が禁止された場合、利用者への対応が非常に心配です。また、ご家族のストレスや仕事の段取りを考えると簡単に判断が付きません。また、当法人の経済的運営もめどが立ちません。自主的とはいえ、お休みされている利用者に対してもなす術もなく、現状を受け入れて行くしかないのが現実です。
- ・職員は、日常の気づかいとプライベートでの行動制限もあり、余裕のない状況を強いられています。市内のデイの運営について、ガイドラインが示されればありがたいです。今後の状況で、入浴のみの短時間利用なども検討しているところです。
- ・担当者会議や訪問が実施できない。
- ・職員の休みや時短がでていること。
- ・職員の子どもさんが学校、幼稚園、保育園の休校で出勤が不可能となること。

- ・小学校が休校となり、子どもを1人で自宅においておけない職員が、働く事が困難となっています。それに伴い、他職員へも負担がかかっています。

4. もし自事業所で感染者が出た場合の対策は考えていますか。

- ・保健所に報告し、指示に従う。
- ・本社報告、指示のもとで動きますが、感染者が広がらないよう動きます。
- ・役所に連絡をし、指示を仰ぐ（閉鎖等）。
- ・接触者は自宅待機、体調観察。
- ・法人本部と相談。
- ・法人の指示に従う。
- ・本社にコロナ対策委員会が設置されていますので、本社の指示に従う予定です。
- ・上司へ報告し、会社としての判断を仰ぐ。その後、関係各所へ連絡を入れる等の対応を行う予定。
- ・報告するべきところに報告し、保健所の指示に従います。
- ・保健所に連絡、上からの指示に従う。
- ・まずは、行政に報告を行い、感染状況により、一定期間デイサービスを休止し、業者による施設内の徹底消毒を行い、職員には休業補償を検討する。
- ・本社が東京にありますので、即時報告の徹底をしていくこと。予防の段階から変化に最新の注意を払っています。
- ・営業を停止し、近隣のソラストグループの協力を得て、デイサービスの利用及び在宅訪問介護の提供を実施する体制となっています。
- ・保健所等自治体の対応に沿うものであります。
- ・社内の規定で対応致します。
- ・2週間程度の閉鎖。
- ・行政、保健所の指示に従う。
- ・災害対策本部を立ち上げており、対応していきます。
- ・厚生労働省、松原市発表の対応。
- ・保険者に報告し、指示に従う。
- ・今の所、考えたくないのが事実です。しかし、もしそうなれば、閉鎖と消毒と、指導課、保健所や地域包括支援センターとの協議を行い、今後の方向性を考えるしかありません。
- ・法人本部へ報告し、その指示に従う予定。